

東京都公安委員会告示第 222 号

警備業法（昭和47年法律第 117 号）第23条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 15 日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成 30 年10月 20 日（土曜日）

午前 8 時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成 30 年11月 17 日（土曜日）

午前 8 時30分から午後 4 時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番 5 号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第 1 条第 4 号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第 4 条に規定する 2 級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により

確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成 30 年 8 月 27 日（月曜日）及び同月 28 日（火曜日）の 2 日間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成 30 年 9 月 5 日（水曜日）から同月 7 日（金曜日）までの 3 日間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

規則第 9 条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各 1 通

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が
明らかとなる書面

- (i) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ
かの疎明する書面を要しない。

- (4) 検定手数料 14,000 円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312